

# 型式承認等及び同等効力に関する規定の明確化に関する改正の解説

## 1. はじめに

2026年6月公表の、型式承認等及び同等効力に関する規定の明確化に関する改正について、その内容を解説する。改正の対象は、鋼船規則B編（日本籍船舶用）、C編、CS編、D編、GF編、H編、N編、S編、I編、O編、P編、PS編、Q編、T編、X編、鋼船規則検査要領B編（日本籍船舶用）、GF編（日本籍船舶用）、H編（日本籍船舶用）、N編（日本籍船舶用）、S編（日本籍船舶用）、T編（日本籍船舶用）、R編（日本籍船舶用）、安全設備規則、無線設備規則、居住衛生設備規則（日本籍船舶用）、船体防汚システム規則、バラスト水管理設備規則、冷蔵設備規則、揚貨装置及びアンカーハンドリングウインチ規則、潜水装置規則、自動化設備規則、船橋設備規則、機関予防保全設備規則、総合火災制御設備規則、船体監視システム規則、荷役集中監視制御設備規則、高速船規則／同検査要領（日本籍船舶用）、旅客船規則（外国籍船舶用）、内陸水路航行船規則（外国籍船舶用）、強化プラスチック船規則、フローティングドック規則である。なお、本改正は2026年7月1日から適用される。

改正対象を以下の図1に改めて示す。青字で示す日本籍船舶に搭載される設備の「型式承認等」に関する改正は、船舶安全法に基づくものであるため、そうした規定がある日本籍船舶用規則/検査要領のみが対象である。一方、「同等効力」に関する規定は、日本籍/外国籍を問わず、ほとんどの規則の冒頭部分にあることから、ほとんどの規則が改正対象になっている。

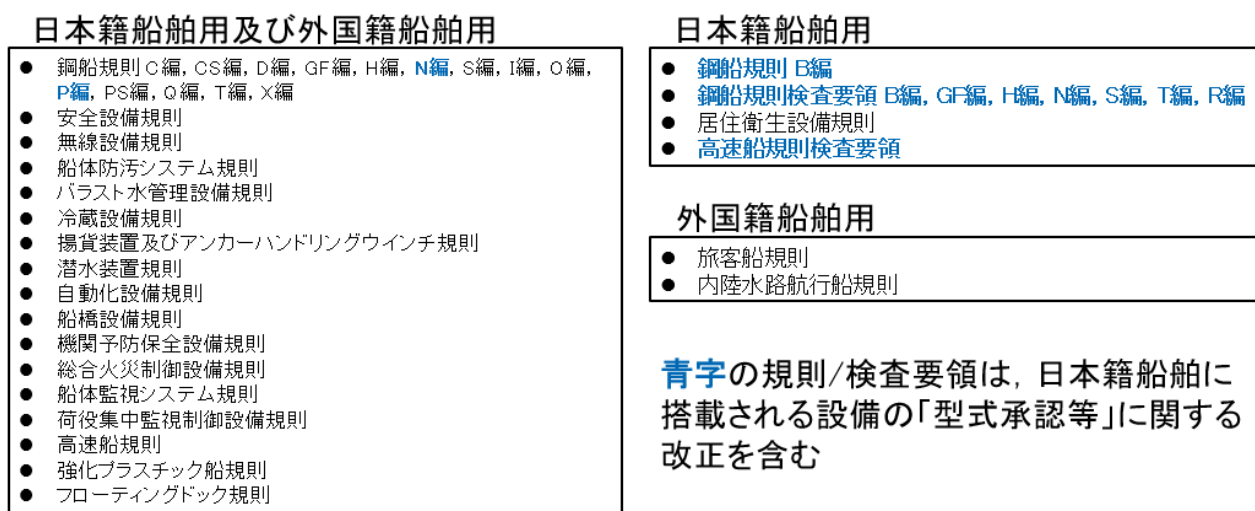


図1 改正の対象

## 2. 改正の背景

日本籍船舶に搭載される設備には、「国土交通大臣の型式承認を受け、かつ、国土交通省、登録検定機関又は日本小型船舶検査機構の行う検定に合格したもの」であること等が要求されるものがあるが、本会規則における関連する要件の記載が一部不明確であった。

また、本会の日本籍船舶用及び外国籍船舶用規則では、要件どおりの構造や機器等に加えて、これらと同等の効力があるものも認められる旨規定している。しかし、従前の文言は、規定に適合しなくても差し支えないとの誤解を招き得るものであった。

このため、国内法規及び実際の運用との対応が明確になるよう、また、誤解が生じない記載になるよう、関連規定を改めた。

## 3. 改正の内容

主な改正内容は次のとおり。なお、本改正によって従来の運用に変更が生じるものではない。

- (1) 日本籍船舶に搭載される設備に関する要件において、参照する船舶安全法の条項番号を修正するとともに、次の(a)から(c)のいずれかに該当するものが要求されることを明確にした。
- (a) 予備検査に合格したもの  
なお、予備検査とは、船舶安全法第6条第3項の規定に基づき、搭載される船舶が特定される前に、物件の法定要件への適合を確認することを意味する。
- (b) 国土交通大臣の型式承認を受け、かつ、国土交通省、登録検定機関又は日本小型船舶検査機構の行う検定に合格したもの  
なお、型式承認とは、船舶安全法第6条の5第1項の規定に基づき、原型（プロトタイプ）の法定要件への適合性を確認することを意味しており、検定とは、物件が型式承認された原型と同一であることを確認することを意味する。
- (c) 前(a)又は(b)のいずれかに掲げるものと同等の効力があると国土交通省により認められたもの  
(c)には国土交通省が認めたうえで日本舶用品検定協会の行う検査に合格したものが含まれ、従来の運用に変更は生じない。
- (2) 日本籍船舶用及び外国籍船舶用規則の同等効力に関する要件において、規定に適合しなくても差し支えないとの誤解が生じないように、文言を改めた。